

## ふるさと納税制度の概要

ふるさと納税制度とは、「ふるさとに貢献したい！」あるいは「特定の自治体を応援したい！」という方の思いを実現するために、貢献・応援したい自治体に寄附をすることにより、住民税から控除できる制度です。なお、所得税も合わせて控除することができます。

この制度は、「納税」という名称が使われておりますが、税金ではなく、あくまでも「寄附金」です。

富岡市では、この制度を活用し、多くの皆さんに富岡市を応援していただくため、「ふるさと納税（寄附金）」を受付けております。ご協力をよろしく申し上げます。

区 分	内 容
控 除 対 象 者	個人住民税の納税義務のある方 * 所得税の納税義務のある方は、別に所得税の控除が受けられます。
控除対象となる 地方公共団体	すべての都道府県又は市区町村 * 寄附できる都道府県や市区町村は、自由に選ぶことができます。
控除対象となる 寄 附 金 額	5,000円を超える部分の寄附金額 * 地方公共団体への寄附金以外の寄附金と合わせて、総所得金額の30%が限度となります。
控 除 方 式	税額控除方式
控 除 額	①基本控除と②特例控除の合計額が個人住民税額から控除されます。
	①基本控除……（寄附金－5,000円）×10%（定率） ②特例控除……（寄附金－5,000円）×（90%－ $\frac{0}{100}$ ～ $\frac{40}{100}$ ） 当該寄附者の所得税率 * ②の額については、個人住民税所得割の額の約1割が限度
所 得 税 の 控 除	控除対象額（寄附金額－5,000円）が、寄附者の所得から控除されます。税額は、控除対象額に寄附者の所得税の税率を乗じて計算できます。確定申告をすることにより、この税額が控除されます。

- 1 平成20年1月1日以後の寄附から適用となります。
- 2 寄附した年の翌年度分の住民税から控除されます。（所得税は寄附した年の所得税から控除）

### お問い合わせ先

富岡市役所市長公室 370-2392 群馬県富岡市富岡1460番地1  
TEL 0274-62-1511 FAX 0274-62-0357  
E-mail kikaku@city.tomioka.lg.jp

## ふるさと納税（寄附金納付）のための手続き

### 寄附のお申し込み方法

寄附をしていただく方法は、①金融機関の窓口での振込み ②現金書留による送金 ③直接持参による3通りがあります。なお、寄附に当たりましては、寄附申込書が必要となります。寄附申込書は、富岡市のホームページからダウンロードできます。郵送を希望される場合は、市長公室までお問い合わせください。

#### ①「金融機関の窓口での振込み」の場合

寄附申込書に必要事項をご記入いただき、市長公室あてにメール、ファックス又は郵便にてご送付ください。



担当から確認の連絡をさせていただくとともに、「寄附金納付書」を送付いたします。送付された「寄附金納付書」により、所定の金融機関でお振込みください。（振込み手数料は不要です。）

#### ②「現金書留による送金」の場合

寄附申込書に必要事項をご記入いただき、市長公室あてにメール、ファックス又は郵便にてご送付ください。



担当者から確認の連絡をさせていただきますので、この後、市長公室あてに現金を添えて、書留郵便にてご送金ください。

#### ③「直接持参」の場合

寄附申込書に必要事項をご記入いただき、市長公室あてにメール、ファックス又は郵便にてご送付ください。



現金をお持ちのうえ、市長公室までおいでください。

### 寄附金納付後の手続き

- 1 ご寄附をいただきましたら、住所地等の所轄の税務署において、確定申告書に領収書を添付して提出するか、確定申告書を提出する際に領収書を提示してください。（確定申告をしませんと所得税分の控除（還付）はできませんので、ご注意ください。）
- 2 所得税の確定申告をいたしますと、住民税の申告は必要ありません。なお、所得税の確定申告が必要でない方は、住民税の申告が必要となりますので、お住まいの市町村において申告をしてください。

### ご寄附をいただいた方には

- 1 万円以上のご寄附をいただいた方には、富岡製糸場の招待券2枚を進呈させていただきます。

### 寄附金は次の政策分野に活用させていただきます（寄附申込みの際に指定できます）

富岡製糸場の保存活用及び周辺整備／健康・福祉の充実／教育・文化の推進／環境政策の推進／産業・観光の振興／都市基盤整備の推進／防犯・防災対策の推進

- \* 政策分野を指定しないこともできます。
- \* いただいた寄附金は、上記の政策分野に活用し、有効かつ大切にさせていただきます。

### 納入通知書によりお振込みができる金融機関

ゆうちょ銀行・しのめ信用金庫本支店・群馬銀行本支店・足利銀行高崎支店・東和銀行本支店・群馬県信用組合本支店・甘楽富岡農業協同組合本支店・中央労働金庫本支店・みずほ銀行本支店（以上の金融機関は、手数料は無料です。また、標記以外の金融機関でお振込みされる場合は、手数料が有料となりますので、市長公室までお問い合わせください。）

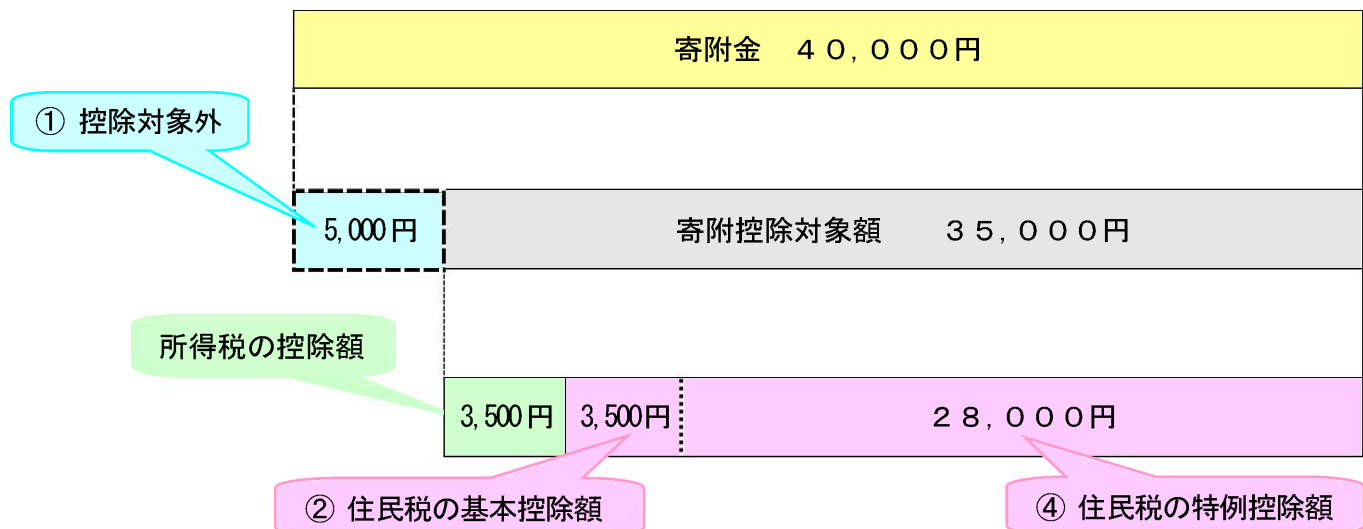
## ふるさと納税の控除額（計算例）

夫婦子2人で給与収入額が700万円の場合

[所得税の控除率 10% 住民税所得割額 293,500円]

個人の方が都道府県や市区町村に対し、年間で5,000円を超える寄附をされた場合、次の②と④の合計額が個人住民税（所得割）から控除されます。

- ① 寄附金から5,000円を引きます。
  - ② ①で求めた額に10%を乗じます。（**住民税の基本控除**）  
(地方公共団体に対する寄附金－5,000円) × 10%
  - ③ 90%から寄附者に適用される所得税の税率（下表）を引きます。
  - ④ ①で求めた額に③で求めた率を乗じます。（**住民税の特例控除**）  
(地方公共団体に対する寄附金－5,000円) × (90%－寄附者に適用される所得税の税率)
- ④の額については個人住民税所得割の額の約1割が限度



\* 所得金額や寄附金額などによって、控除額は変わります。

③

所得税の税率		
年収	概ね	600万円まで…………… 5%
	概ね	780万円まで…………… 10%
	概ね	1,200万円まで…………… 20%
	概ね	1,430万円まで…………… 23%
	概ね	2,380万円まで…………… 33%
	概ね	2,380万円超…………… 40%

税率は、扶養家族の人数などにより、変わります。